

千葉県ドクターヘリ運航業務委託仕様書

第1 総則

- 1 この仕様書は、千葉県のドクターヘリ運営事業の実施者である君津中央病院企業団（以下「発注者」という。）が、国保直営総合病院君津中央病院を基地病院とする救急医療に必要な機器及び医薬品を装備した専用のヘリコプター（以下「ドクターヘリ」という。）の運航業務を運航事業者（以下「受注者」という。）に委託するに当たり必要な事項を定めるものである。
- 2 受注者は、発注者の指示により、ドクターヘリを国保直営総合病院君津中央病院（以下「基地病院」という。）に配置し、消防機関・医療機関等からの出動要請に基づき、発注者の指定した医師及び看護師を同乗させ、救急現場等で、当該医師及び看護師が患者に救命医療措置を行うために現場に出動し、基地病院又は他の医療機関へ搬送する業務（以下「本業務」という。）を行う。
- 3 受注者は、この仕様書及び次の法令等の規定を遵守するとともに、発注者の指示及び千葉県ドクターヘリ運営協議会が策定する君津ドクターヘリ運用要領に基づき誠意をもって安定的に本業務を履行するものとする。
 - (1) 航空法（昭和27年法律第231号）、電波法（昭和25年法律第131号）その他関係法令
 - (2) 救急医療対策事業実施要綱（昭和52年7月6日厚生労働省医発第692号）
 - (3) ドクターヘリ運航委託契約に係る運航会社の選定指針（平成13年9月6日指第44号厚生労働省医政局指導課長通知）
 - (4) 運航会社及び運航従事者の経験資格等の詳細ガイドライン（平成15年5月22日（一社）全日本航空事業連合会ヘリコプター部会ドクターヘリ分科会）
 - (5) ドクターヘリの安全運航のための取組について（平成30年7月25日医政地発0725第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知。以下「安全運航取組通知」という。）

第2 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和11年3月31日までとする。ただし、ドクターヘリの運航開始日は令和8年4月1日とする。

第3 運航時間

運航時間は、原則として午前8時30分から日没までとする。なお、出動要請受付時間は午前8時30分から午後5時30分又は日没30分前のいずれか早い方までとする。

第4 運航範囲

運航範囲は、原則として千葉県全域とする。ただし、消防組織法第39条第2項の相互応援協定に係る高速道路上のドクターヘリの運用に関し、千葉県と他の自治体が締結した出動要請に関する覚書に規定する区間も運航範囲に含めるものとする。

第5 本業務の実施場所

住所 千葉県木更津市桜井1010番地（基地病院敷地内地上ヘリポート）
付帯設備 格納庫、給油施設、運航管理室

第6 本業務の内容

1 ドクターヘリ運航業務

- (1) 受注者は、基地病院のヘリポートにドクターヘリ1機を通年で継続配置し、国土交通省航空局による有効な免許又は資格を有する第8に掲げる者を通年で配置し、本業務を履行するものとする。
- (2) 受注者は、突発的な事由により配置するドクターヘリが運航不能となった場合は、速やかに代替ヘリコプターによる運航が可能な状態にするものとする。
- (3) ドクターヘリの日常点検及び保守点検等の整備、必要な部品、資機材、航空燃料及び潤滑油等の消耗品の調達は、受注者の責任において実施するものとする。
- (4) ドクターヘリ内の日常的な清掃は、運航会社において行うものとする。ただし、消毒並びに血液及び吐瀉物の清掃については、基地病院の責任において運航会社が協力して行うものとする。

2 安全管理業務

受注者は、ドクターヘリが円滑に運航できるように、運航の安全管理、飛行計画の提出、航空法に基づく各種申請、飛行記録及び整備記録等の整理保管、気象及び航空情報の収集分析等、運航及び整備に関し必要な安全管理業務を実施するものとする。また、受注者は、ドクターヘリの運航及び訓練等について、運航規程の策定及び航空法に基づく申請等を行うものとする。

3 安全運航に関する業務

- (1) 受注者は、安全運航取組通知別添1.に定める安全管理部会に参画するものとする。
- (2) 受注者は、安全運航取組通知別添3.に定める医療クルーへの安全教育体制の整備に協力するとともに、受注者の運航従事者は、医療クルーに対する安全講習の実施に協力するものとする。
- (3) 受注者の運航従事者は、医療クルーとともに、安全運航取組通知別添4.に定める多職種ミーティングを実施するものとする。
- (4) 受注者は、ドクターヘリの運航に関し、安全運航取組通知別添5.に定めるインシデント・アクシデントが発生した場合は、基地病院と連携し、同通知別紙3「インシデント・アクシデント分類表」に基づき、別紙4「インシデント・アクシデン

ト報告書」に沿って、インシデント・アクシデント情報をとりまとめるとともに、別添 5. (3)に従い、発注者に報告し、日本航空医療学会インシデント・アクシデントレジストリに登録する。

4 臨時離着陸場（ランデブーポイント）の調査・申請等業務

- (1) 本業務に必要な臨時離着陸場の選定及び確保については、発注者及び受注者が協力して行うものとする。
- (2) 現在、千葉県ドクターヘリの場合外離着陸場、防災対応離着陸場あるいは公共用ヘリポートとして使用している箇所について、運航開始日までに監督官庁への申請及び許可取得を完了していること。また、臨時離着陸場については安全な運航のための調査を終了していること。
- (3) 臨時離着陸場の選定及び確保に係る監督官庁への申請及び許可取得事務については、受注者の責任と負担をもって実施するものとする。

5 ドクターヘリ出動記録簿の作成

6 ドクターヘリ搬送に係る消防機関及び医療機関等との訓練等の業務（連絡調整等及びドクターヘリ運用のマニュアルの作成を含む。）

7 救急現場における医療スタッフの支援業務

8 千葉県ドクターヘリの啓発活動への協力

9 日本航空医療学会ドクターヘリレジストリへの要請・運航情報の入力

10 その他ドクターヘリ運航に付随して発注者が必要と認める業務

第7 ドクターヘリの基本仕様

1 本業務に配置するドクターヘリは、次の要件を満たすこと。

(1) 航空機性能

ア 基地病院ヘリポート、場合外離着陸場への離着陸時、周辺部への騒音軽減に特に配慮がなされ、ダウンウォッシュ（風圧）の影響が比較的軽微な機種であること。

イ 機体は、全長 14 m×全幅 12 mを超えないこと。

ウ 双発エンジンを装備したヘリコプターであること。

エ 輸送 TA 級に準じた運航（垂直離着陸）が可能であり、耐空性基準に適合する運航が可能であること。

オ 操縦士、整備士を除き患者及び医師、看護師等 4 名以上が搭乗可能であること。

カ 十分なキャビンスペースを有し、同時に 1 名以上の患者収容が可能であり、医療従事者等の添乗者の席は 2 座席以上の設置が可能であること。

キ 収容患者に対して使用する医療機器を搭載できる場所が確保されており、各機器が同時に使用可能であること。

ク 本業務の遂行に十分な航続距離を有すること。

(2) 機体の装備品等

ア 天候急変に伴う安全回避策が講じられる航法計器が追加装備されるか、計器航

- 法が可能な装備がなされていること。
- イ GPS（全地球測位システム）を備えていること。
- ウ エアークンディショナーが装備されていること。
- エ 搭載用又は医療機器機体装備医療機器用の専用電源接続口が設備されていること。
- オ 日没後等の運航を考慮し、操縦計器に影響を与えないような客室用の照明を備えていること。
- カ 日没後等の運航時における安全性向上のために、サーチライト又はセカンドランディングライトを備えていること。
- キ 搭載する人工呼吸器に2時間以上100%酸素等を供給できるシステムを備えていること。
- ク 酸素及び医療ガスアウトレットは次のとおりであること。
- (ア) メインシステム（機体に固定）
 - (イ) ポータブル酸素（500リットル以上のボンベ）の設置場所が確保されていること。
 - (ウ) 酸素アウトレット3系統以上
 - (エ) 吸引アウトレット2系統以上（吸引セットは自由）
- ケ 電源はAC100V～115Vのアウトレットを最低2系統、DC28Vを1系統備えていること。
- コ 心電図モニター（呼気ガスCO₂モニター、パルスオキシメーター、血圧計の内装型）が設置できること。
- サ 除細動器が設置できること。
- シ 人工呼吸器（ポータブル）が設置できること。
- ス シリンジポンプ又は点滴ポンプが設置できること。
- セ 点滴用フックは4箇所以上あること。
- ソ 保育器の固定が配慮されていること。
- タ 機内に基本装備されるストレッチャー1台の仕様は、救急現場での地上支援（消防機関等）及び受入病院等ヘリポート着陸後の患者移送等を考慮し、最少要員で取扱い可能なものであること。
- チ 医療業務用無線機及び消防・救急無線機が搭載できること。
- ツ IP無線機（ドクターヘリの搭載について電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第4条第1項第23号に規定する実用化試験局の免許を得たもの）の機内持ち込み使用ができること。
- 2 受注者は、本業務に必要な予備部品を準備し、本業務に支障のないよう補給体制を維持するものとする。受注者は、消耗した予備部品を遅滞なく補充するものとし、その費用は委託料に含まれるものとする。
- 3 新たに医療機器の装着及び搭載や、医療行為を可能とするために機体の改修が必要

となった場合は、受注者は発注者と協議の上対応するものとする。

第8 運航従事者

- 1 受注者は、ドクターヘリを運航するために、次に掲げる人員（以下「運航従事者」という。）を通年配置するものとする。

- (1) 操縦士（機長） 1名以上
- (2) 整備士 1名以上
- (3) 運航管理担当者 1名以上

- 2 運航従事者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 操縦士（機長）

ア 1,000時間以上の機長時間（このうち、500時間以上はヘリコプター機長であること。）を有する。

イ 500時間以上の実施する運航と類似した運航環境（海、山、交通量の多い都会などの地形学的な特徴が類似した運航環境をいう。）における飛行時間を有する。

ウ 当該型式機による飛行時間については次のとおりとする。

(ア) 当該操縦士がドクターヘリの機長として30回以上の出動の経験を有する場合は30時間以上

(イ) (ア)以外の場合は50時間以上

- (2) 整備士

有資格整備士として、5年以上の整備実務経験及び当該機種又は同等機種以上の航空機について3年以上の整備実務経験を有する。

- (3) 運航管理担当者

航空機、航空保安施設、無線施設及び気象に関する知識、技能を有し、ドクターヘリ、消防機関、医療機関等との通信連絡を実施する運航管理者として2年以上の実務経験を有する。

- 3 受注者は運航従事者の名簿を本業務開始前に発注者に提出するものとする。また、受注者は運航従事者の勤務予定表を定期的に発注者に提出するものとし、変更が生じた場合は遅滞なく発注者に通知するものとする。

第9 本業務を実施するために必要な設備、機器等

- 1 本業務を実施するために必要な設備、機器等及びその費用等の負担については、次のとおりとする。

- (1) 発注者の負担

ア 基地病院ヘリポート（場外離着陸場）の確保、設置及び維持管理

イ ヘリコプター格納庫の確保、設置及び維持管理

ウ 航空燃料の危険物屋外貯蔵所・取扱所の設置及び維持管理

- エ 場外離着陸場用簡易照明キットの調達（設置）及び維持管理
- オ 基地病院における運航従事者の待機室兼運航管理室の確保、設置及び維持管理
- カ 運航管理室への電話、インターネット及び無線アンテナ等通信線の配線の設置及び維持管理
- キ ドクターヘリ搭載用医療機器・機材、医療消耗品等の調達、補填及び維持管理

(2) 受注者の負担

- ア 運航管理室への航空無線機及び気象情報用端末等の設置及び維持管理
- イ 運航管理室への受注者社内連絡用電話機、ファクシミリ（電話加入権、工事費及び通信料金を含む。）
- ウ ドクターヘリ搭載用の医療業務用無線機及び消防・救急無線機
- エ 整備作業用工具
- オ 運航業務に必要な機器、機材及び消耗品並びにこれらの維持管理
- カ 運航従事者用車両の駐車場

- 2 前項に掲げるもの以外に設備、機器等が必要な場合は、発注者及び受注者で協議することとする。

第10 航空保険等

- 1 受注者は、本業務の履行に当たり次の表に掲げる航空保険等を付保するものとし、その費用は受注者の負担とする。

保険種別	保険金額
機体保険	後継機購入必要相当額
第三者・乗客包括賠償責任保険	限度額 50億円／1件
EMS 総合賠償責任保険	賠償責任限度額 5億円／1件 見舞金限度額 50万円／1件
搭乗者傷害保険（乗員を除く全ての同乗者）	死亡保険金額 5,000万円 医療保険金日額 20,000円 ※ただし、搭乗医師及び看護師については死亡保険金1億円以上付保とする。

- 2 受注者は、加入した航空保険等について、契約保険会社の付保証明書の写しを発注者に提出するものとする。
- 3 受注者は、機体保険について、保険会社をして発注者及び発注者の関係者に対する求償権不行使特約を規定させるものとする。
- 4 受注者の業務遂行上、第三者及び乗客に損害を生じさせた場合であって、航空保険等の対象とならない場合、受注者は、誠実に当該損害を賠償しなければならない。

第11 運航管理

- 1 受注者は、国土交通大臣の認可する受注者の運航規程に基づき、君津ドクターヘリ運用要領に従い、安全運航を維持した上で、本業務を忠実に履行するものとする。
- 2 受注者は、配置するドクターヘリ及び付帯設備を、国土交通大臣の認可する受注者の整備規程に基づき整備し、常に良好な状態で運航に供するものとする。
- 3 ドクターヘリの飛行方式は、有視界飛行方式でのみ運航するものとする。
- 4 天候不良・天候悪化等の気象条件による出動の可否判断及び運航継続・緊急着陸の可否判断は受注者が行い、発注者はその指示に従わなければならない。
- 5 ドクターヘリの運航に伴う騒音等に関する第三者からの苦情、その他第三者との間に生じた問題の解決については、発注者が窓口となり発注者及び受注者が協力して、誠意をもって対処するものとする。
- 6 受注者は、ドクターヘリの運航管理について一切の責任と義務を負うとともに、航空法その他の法令に基づく本業務に必要な監督官庁への申請及び許認可取得についても一切の責任と義務を負うものとする。

第12 安全管理

- 1 受注者は、患者搬送の安全対策に関する組織又は担当部署を有し、運航従事者に対して適切な安全教育又は研修を継続的に実施するものとする。
- 2 受注者は、次の事項を記載した標準作業書を常備し、運航従事者に常に周知する。
 - (1) 搭乗医師及び看護師との連携
 - (2) 搭載する無線設備の運用
 - (3) ドクターヘリ及び搭載する資機材の滅菌又は消毒及び保守管理
- 3 受注者は、ドクターヘリ運航の安全対策に関して、次の体制を有するものとする。
 - (1) 待機時における運航従事者と機材の適正な配置
 - (2) 自社専用無線通信による飛行計画の伝達と飛行状況の常時監視
 - (3) 確度の高い運航予測と飛行可否の判断
 - (4) 場外離着陸場の事前選定とその安全確認

第13 その他

- 1 受注者は、本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議の上、これを解決するものとする。
- 2 千葉県ドクターヘリ運航業務委託公募型プロポーザルの参加に際し、受注者が提出した提案書は本仕様書の一部と位置付けるものとし、記載された事項については委託金額の範囲内で実施すること。